

開設主体

コード	開設主体の名称		説明
01	国立	国	省庁、国立大学法人、独立行政法人およびその他の国の機関が開設するもの
02	公的医療機関	都道府県	都道府県および都道府県一部事務組合が開設するもの
03		市町村	市町村、市町村一部事務組合が開設するもの
04		日赤	日本赤十字社が開設するもの
05		済生会	社会福祉法人恩賜財団済生会が開設するもの
06		その他	北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会などが開設するもの
07		社会保険関係団体	社会保険関係団体
08	法人	公益法人	公益社団法人又は公益財団法人が開設するもの
09		医療法人	医療法第39条の規定に基づく法人（一人医師医療法人を除く）が開設するもの
10		一人医師医療法人	医療法第39条の規定に基づく法人の内、医師が常時一人又は二人勤務する診療所が開設するもの
11		学校法人	私立学校法第3条の規定に基づく法人が開設するもの
12		会社	会社が開設するもの（会社の健康保険組合が開設するものを除く）
13		その他	一般社団法人又は一般財団法人、済生会を除く社会福祉法人、医療（保健）生活協同組合、宗教法人等が開設するもの
14	個人	個人	個人が開設するもの
15	その他	その他	上記のいずれにも該当しない（保健、医療、福祉関係以外の場合）
99		無	無職の方